

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年10月20日
—第100号—

成人式の晴れ着レンタル

相談事例

早期契約や強引な勧誘に注意!

高校生の娘の成人式用に振袖のレンタルを申し込んだが、他で気に入った着物を見つけたのでキャンセルを希望した。利用規約には、成約後30日以内のキャンセルは50%のキャンセル料が必要と書いてある。2年先なのに50%は高いと思う。



アドバイス

- 成人式用の晴れ着レンタルでは、1～2年先の早期契約をするケースが見られ、キャンセルに関するトラブルが起こっています。数年先の使用でも契約は有効であり、キャンセル料についても契約内容に従うことになるため、注意が必要です。
- 「好みのデザインがなくなる」などと急かされても焦らず、その場で契約することは避けましょう。特に早期契約では、気が変わったり、業者の倒産などのリスクもあるため、十分に検討しましょう。
- 契約の際は、衣装などレンタルされる商品の内容や料金、着付けや写真撮影などレンタル以外のサービス内容や料金、レンタルの期間、契約の成立時期、解約条件やキャンセル料などをよく確認しましょう。
- 不安に思ったときはすぐにお近くの消費生活センター等に相談してください。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

令和8年度『消費者啓発の標語』 入選作品が決定しました！

賞

自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題について考える一つのきっかけになるよう、毎年「消費者月間」である5月を中心に消費者啓発の標語を募集しています。今年度は8歳から81歳までの幅広い世代の方から1,294作品の応募があり、これらの応募作品の中から、部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を決定しました。御応募いただいた皆様、大変ありがとうございました。

最優秀賞

＜AI時代の消費行動部門＞

情報も 最後は自分の 確かな目

西京高等学校2年

ふじい みづき
藤井 美月 さん

＜エシカル消費部門＞

買い過ぎず 使って残さず ごみゼロへ

誠英高等学校1年

はせがわ ここみ
長谷川 心夢 さん

＜消費者被害防止部門＞

怪しいな 感じた時点で まず相談

柳井学園高等学校3年

いちかわ まい
市川 麻衣 さん

優秀賞

＜AI時代の消費行動部門＞

AIは うまくつかうと 良い相棒

柳井学園高等学校2年

かげはた あきとし
影畑 彰俊 さん

＜エシカル消費部門＞

買う責任 未来につながる その選択

西京高等学校2年

まつだ ゆな
松田 優奈 さん

＜消費者被害防止部門＞

騙されない その自信が 命取り

誠英高等学校1年

おかもと らふと
岡本 雷風翔 さん

佳作

＜AI時代の消費行動部門＞

たちどまれ！ その情報 フェイクじゃない？

高森みどり中学校2年

はしもと ちさと
橋本 千聖 さん

＜エシカル消費部門＞

捨てるまで 考えてこそ 本当の消費

誠英高等学校1年

まつい なほ
松井 那帆 さん

＜消費者被害防止部門＞

画面越し 会わぬ相手を 信じない

柳井学園高等学校2年

いくた はると
生田 悠斗 さん

消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

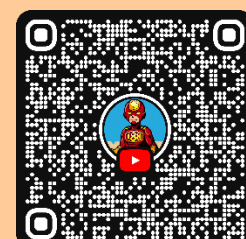
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube